

令和8年度 狩猟免許試験案内

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）に基づき、令和8年度において次のとおり狩猟免許試験を実施します。

1 狩猟免許試験の種類

狩猟免許の種類	使用できる猟具
網猟免許	網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）
わな猟免許	わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）
第一種銃猟免許	装薬銃（ライフル銃、散弾銃）、空気銃（圧縮ガス銃を含む。）
第二種銃猟免許	空気銃（圧縮ガス銃を含む。）

2 試験日時

実施回	試験日時	申請期間	試験会場		
			徳島会場	阿南会場	美馬会場
第1回	令和8年 8月 2日(日) 午前10時 開始	令和8年6月29日(月)から 同年7月17日(金)まで	●	●	●
第2回	令和8年 8月 30日(日) 午前10時 開始	令和8年7月27日(月)から 同年8月14日(金)まで	●	●	●
第3回	令和8年10月11日(日) 午前10時 開始	令和8年9月 7日(月)から 同年9月25日(金)まで	●	●	●
第4回	令和9年 1月 31日(日) 午前10時 開始	令和8年11月30日(月)から 同年12月18日(金)まで	●	●	●

※ 試験当日の受付は、試験開始時刻の1時間前から10分前までとします。試験開始後は受験できません。

※ 受験しようとする試験日に該当する申請期間以外は、申請書の受付はできませんのでご注意ください。

3 試験会場

会場	主な対象者	定員	会場・住所
徳島会場	徳島農林事務所・ 吉野川農林事務所 管内に住所を有する者	25名 (先着順)	徳島農林事務所 (徳島市新蔵町1丁目67)
阿南会場	阿南農林事務所・ 美波農林事務所 管内に住所を有する者	20名 (先着順)	阿南農林事務所 (阿南市富岡町あ王谷46)
美馬会場	美馬農林事務所・ 三好農林事務所 管内に住所を有する者	20名 (先着順)	美馬農林事務所 (美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73)

※ 希望する会場の受験者数が定員に達した場合、他の会場において受験していただくか、受験日の変更をお願いする場合があります。

4 受験資格

徳島県内に住所地を有する（住民登録している）者で、次のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 試験日において、網猟免許及びわな猟免許にあっては 18 歳に、第 1 種銃猟免許及び第 2 種銃猟免許にあっては 20 歳に、それぞれ満たない者
- (2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるもの（※）にかかっている者
※環境省令で定める病気（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 47 条）
 - ① 統合失調症
 - ② そううつ病（そう病及びうつ病を含みます。）
 - ③ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除きます。）
 - ④ ①から③のほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- (6) 法第 52 条第 2 項第 1 号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない者

5 試験の内容

知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具に関する知識、鳥獣に関する知識、鳥獣の保護及び管理に関する知識
適性試験	視力、聴力、運動能力
技能試験	猟具の判別、猟具の取扱い、鳥獣の判別、距離の目測 (猟具の判別は、網猟免許及びわな猟免許、距離の目測は、第 1 種銃猟免許及び第 2 種銃猟免許に限ります。)

※現に取得している狩猟免許と異なる種類の狩猟免許を受けようとする者（以下「一部免除者」という。）にあっては、知識試験のうち、「猟具に関する知識」以外の部分を免除します。

6 申請手続

狩猟免許を受けようとする者は、試験実施各回の申請期間（「2 試験日時」を参照）中に、後述「11 お問い合わせ先・申請書の提出先」記載の住所地を所管する農林事務所に、次の書類を提出してください。（窓口申請の場合）お手数ですが、別記お問い合わせ先まで、事前に電話連絡してからお越しくください。（郵送申請の場合）封筒に「狩猟免許申請書在中」と朱書のうえ、簡易書留郵便 又は 特定記録郵便で発送してください。各申請期間の最終日必着とします。

※申請書類に不備がある場合は受付できないので、記載漏れ、誤りがないよう十分確認してください。

※狩猟免許申請書等は、徳島県ホームページでダウンロードいただくか、別記お問い合わせ先で配布しています。

	提出書類	注意事項 等
ア	狩猟免許申請書（様式1） ※免許1種類につき 1通	徳島県が定める様式（両面印刷）に、受験しようとする狩猟免許の種類ごとに必要事項を記入してください。 （例）わな猟と第一種銃猟を同時に受験する場合は <u>2通必要</u>
イ	狩猟免許申請手数料 ※第1～3回については、収入証紙による納付。 第4回については、納付方法に変更あり。 ※納付方法の詳細については、別添参照（1～2）	次の区分のとおり、納付してください。 ① 初心者（現在狩猟免許を取得していない者） 免許1種類につき 5,200 円分 ② 一部免除者 免許1種類につき 3,900 円分 ※一度収納された手数料については、 <u>受験者の都合による還付はできませんので、ご注意ください。</u>
ウ	狩猟免許試験受験票（様式2） ※写真を貼付すること	徳島県が定める様式に、必要事項を記入してください。 写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景とし、縦3.0cm×横2.4cm、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの、または、電磁的方法で記録されたものを、所定の欄に貼付してください。
エ	医師の診断書 <u>または</u> 猟銃・空気銃所持許可証の写し	医師の診断書の場合は、「4 受験資格」の(2)から(4)のいずれにも該当しないことを証するものであって、原則として申請前3か月以内に診断されたものを提出してください。 なお、 <u>猟銃等所持許可を現に受けている方で、当該許可証の写しを提出する場合は、医師の診断書は不要です。</u>
オ	住民票または運転免許証の写し	住所地を確認できる書類を提出してください。
カ	返信用封筒1枚 ※角形2号封筒に390円分の切手貼付	第1～3回の試験は不要。第4回の試験のみ必要。

7 試験当日の携行品等

筆記用具のほか、適性試験において眼鏡や補聴器等が必要となる方は、これを併せて持参してください。
技能試験の受験者は、猟具の取扱いをするのに適した服装 及び 靴で受験してください。

※受験票は、試験当日に受付でお渡しします。

※第4回（収入証紙販売終了後）の試験において、「4連納付書」により納付される方は、「納付済証」を必ず申請書に貼付してください。

8 合格発表

適性試験及び知識試験の合格発表は、技能試験の開始前に、試験会場にて通知します。

最終合格発表は、技能試験終了後、技能試験受験者に対し、口頭により行います。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律施行条例第5条の規定により、受験者本人が直接口頭での開示を請求することができます。

郵送等（電話、はがき、ファクシミリ、電子メール等）による開示請求はできませんので、請求者が受験者本人であることを証する書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ、午前9時30分から午後5時までの間に直接開示場所にお越しください。（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日は受け付けません。）

10 その他の注意事項等

- (1) 狩猟免許を取得し、猟具を所持しただけでは、狩猟はできません。実際に狩猟をするには、出猟したい都道府県ごとに狩猟者登録を行い、狩猟税を納める必要があります。
- (2) 一度収納された受験手数料は、受験者の都合による還付については原則できません。また、試験日や受けようとする狩猟免許の種類等の申請内容の変更、申請書類等の返還についても、原則できません。
- (3) 不正な手段により狩猟免許を受け、又は受けようとしたときは、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことがあるほか、3年以内の期間で試験を受けることができなくなることがあります。
- (4) 一般社団法人徳島県猟友会において、この試験の受験者等を対象とした講習会を実施しています。講習会の詳細については、一般社団法人徳島県猟友会（088-623-1617）までお問い合わせください。
- (5) やむを得ない事情により試験を延期・中止する場合は、徳島県ホームページでお知らせいたします。あらかじめご了承ください。

11 お問い合わせ先・申請書の提出先（※土日祝日を除く平日午前9時30分から午後5時まで）

提出先	管轄区域	所在地	電話番号
徳島県徳島農林事務所 林業振興担当 ※吉野川農林事務所管轄を含む。	徳島市 鳴門市 小松島市 吉野川市 阿波市 勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡	〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目67	088-626-8582
徳島県阿南農林事務所 林業振興担当 ※美波農林事務所管轄を含む。	阿南市 那賀郡 海部郡	〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46	0884-24-4130
徳島県美馬農林事務所 林業振興担当 ※三好農林事務所管轄を含む。	美馬市 三好市 美馬郡 三好郡	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	0883-53-2291
(お問い合わせのみ) 徳島県鳥獣対策課		〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地	088-621-2262

